第２条第２項中「又は輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者」を「若しくは輸入して販売する事業を行う者又はコーヒー飲料等の製造を他に委託して自己の商標若しくは会社名を表示して販売する事業を行う者であって、この規約に参加するもの及びこの規約に参加する事業者団体に所属するもの」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するコーヒー飲料等の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。

⑴　商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付したものによる広告その他の表示

⑵　見本、チラシ、カタログ、ＰＯＰその他これらに類似するものによる広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）

⑶　ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告

⑷　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告

⑸　情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

第３条第１項中「定めるところにより」の下に「、次の第１号から第８号の順に」を、「場所に」の下に「一括して」を加え、同項第６号から第８号までを次のように改める。

⑹　使用方法

⑺　原産国名

⑻　事業者の氏名又は名称及び住所

第３条に次の二項を加える。

４　容器包装の分別回収のための識別表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

５　アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

第４条を次のように改める。

第４条　事業者は、コーヒー飲料等の取引に関し、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

⑴　特定の種類のコーヒーを使用している旨の表示

⑵　国内で製造した旨の表示

⑶　特定の栄養成分の含有の有無又は量の多寡に関する表示

⑷　有機又はオーガニックの表示

第５条を次のように改める。

（特定用語の表示基準）

第５条　事業者は、コーヒー飲料等の取引に関し、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

⑴　「ブラック」の用語

⑵　「ミルク入り」、「カフェ・オレ」、「カフェ・ラッテ」又はこれらに類する用語

⑶　「スーパー」、「スペシャル」、「プレミアム」又はこれらに類する用語

第６条第１号中「コーヒー入り清涼飲料、コーヒー飲料及びコーヒー」を「第２条第１項各号」に、「内容の製品」を「飲料」に、「それぞれコーヒー入り清涼飲料、コーヒー飲料及びコーヒー」を「それぞれの定義に合致した飲料」に改め、同条第７号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「内容又は取引条件について、一般消費者に」を「取引に関し、当該内容又は自己と競争関係にある他の事業者の製造に係るものよりも著しく優良又は有利であると」に改める。

第７条第１項中「を適正に施行」を「の目的を達成」に改め、同条第２項中「この規約に参加する事業者及び事業者団体（この事業者及び事業者団体の構成事業者を以下「構成事業者」という。）」を「事業者及びこの規約に参加する事業者団体」に改める。

第８条第７号中「その他、」を「前各号に掲げるもののほか」に改め、同号を同条第10号とし、同条第６号を同条第８号とし、同号の次に次の一号を加える。

⑼　会員に対する情報の提供に関すること。

第８条中第５号を第７号とし、第４号を第５号とし、同号の次に次の一号を加える。

⑹　不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。

第８条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の一号を加える。

⑶　この規約の遵守状況の調査に関すること。

第９条の見出しを「（違反に関する調査）」に改め、同条第１項中「、第４条若しくは第６条の規定又は第５条」を「から第６条まで」に改め、「基づく規則に」を削り、同条第２項中「構成事業者」を「事業者」に改め、同条第３項中「構成事業者」を「事業者」に、「その」を「当該」に、「３万円」を「５万円」に改める。

第10条第１項中「構成事業者」を「事業者」に改め、同条第２項中「構成事業者」を「事業者」に、「30万円」を「50万円」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第11条の見出しを「（その他）」に改め、同条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の一条を加える。

（違反に対する決定）

第11条　公正取引協議会は、第９条第３項又は前条第２項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合は、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

３　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合は、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、これに基づいて措置の決定を行うものとする。

４　公正取引協議会は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合は、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条の改正規定、第10条第２項及び第３項の改正規定並びに第11条第２項の改正規定　消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日

⑵　第３条第１項の改正規定　平成23年３月１日

○公正取引委員会告示第十七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月三十一日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

一　別記二「申請者」欄記載の公正取引協議会の申請に係る六十六の公正競争規約の一部変更を平成二十一年八月二十五日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

別記二「事業の種類」欄記載のとおり。

三　公正競争規約の変更内容

別記三のとおりに改め、同六十六の公正競争規約それぞれに次の附則を設ける。

附　則

この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行日から施行する。

四　認定の理由

これら公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、これら公正競争規約の一部変更は、それぞれ不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十二条第六項に定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成二十一年公正取引委員会告示第十七号防虫剤の表示に関する公正競争規約等六十六公正競争規約の一部変更の認定」である。